

平成26年度 第10回庁議要旨

日時：平成26年8月19日（火）

午前9時～

会場：庁議室

[審議事項]

1 防犯カメラの設置について（復興政策部）

－取下げ－

2 石巻市大須老人憩の家の廃止について（雄勝総合支所・福祉部）

大須老人憩の家は、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的として昭和51年度に建設され、これまで大須地区住民の集会施設として地域コミュニティの形成・維持に寄与してきたが、東日本大震災や台風の影響による床の傾きや柱等の腐食により、今後使用するには危険なことから廃止し、解体するもの。

(1) 施設の概要

ア 所在地：石巻市雄勝町大須字船隠1番地1

イ 設置年月：昭和52年1月（築37年）

ウ 建物構造：木造瓦葺平屋建て 198.74㎡

エ 施設内容：大広間（52帖）、中会議室（16帖）、小会議室（6帖）2室、台所、トイレ、倉庫

(2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第3回定例会に石巻市老人憩の家条例の一部改正及び関係補正予算を提案

イ 施行年月日 平成26年12月1日

3 石巻市東日本大震災被災者住宅再建事業補助金の取扱いについて（福祉部）

「東日本大震災に伴う石巻市防災集団移転促進事業補助金」は、被災者の住宅再建に関する支援であるが、本補助金の施行後に制定されたため、本補助金と重複して申請した際の取り扱いが定められていない。また、東日本大震災で大きな被害を受けた他市町においても、独自の住宅再建事業が行われており、住宅再建を機に転入出する場合、本市では他市町との重複申請は認めていないため、他市町で受けた補助金は金額の多少に関係なく全額返還したことを確認してから申請を受理する対応を行っている。

本補助金と本市で実施する他の住宅再建事業に関する補助金及び他市町で実施する住宅再建に関する補助金の重複申請についての見直しを行い、被災者間の不公平感を解消するとともに転入者の補助対象の拡大することで、被災住宅の早期復興と被災者の定住促進を図るもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市防災集団移転促進事業補助金の取り扱いについて、本補助金の額に満たない場合は、本補助金と重複して申請できるものとする。

イ 本補助金は他市町が実施する補助金と重複申請をできないようにしていたが、移転

補助など少額の補助金もあり、他の申請者との公平を期すため、交付対象者は本補助金の額に満たない場合とし、また、補助金額については受給済の額を本補助金額から差し引いて支給できるようにする。

(2) 今後の予定

施行年月日 決裁の日から施行

4 石巻市創業支援補助金制度の創設について（産業部）

本市では、「産業競争力強化法」に基づき、地域の創業支援事業者との連携のもと、相談窓口の設置、創業手続きや許認可へのアドバイス、新たな支援制度の創設などを行う「石巻市創業支援事業計画」を策定し、平成26年6月20日に国から認定を受けている。

この計画に基づき、創業（第二創業を含む）を行う事業者を支援するために、新たな助成制度を創設し、開業率の向上による本市産業の活性化及び雇用の確保を図るもの。

(1) 主な内容

ア 補助要件

	新規創業	第二創業
対象事業	地域の需要や雇用を支える事業を、市内において興すもの	市内において既に事業を営んでいる中小企業者又はNPO法人が、代表者の世代交代を機に業態転換や新分野進出に取組むもの（事業承継及び新分野進出が必須）
対象者	平成23年3月11日以降に創業した又は創業予定の個人、個人事業主、会社、企業組合、協業組合、NPO法人（既に創業している場合は、登記簿に記載の本店所在地が市内である事業者。個人事業者の場合は、開業届に記載の事業所所在地が市内である事業者であることが必須）	平成23年3月11日以降に事業承継を行った又は承継する予定の個人事業主、会社、NPO法人（登記簿に記載の本店所在地が市内である事業者。個人事業者の場合は、開業届に記載の事業所所在地が市内であることが必須）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 本市創業支援事業計画に位置付けた特定創業支援事業の支援を受け、市の発行する証明書の交付を受けたものであること 市税及び国民健康保険税の未納がないものであること 代表者又は法人の役員が暴力団等の反社会的勢力でないこと、又、反社会的勢力との関係を有しないこと 	

イ 補助対象期間

原則として、交付決定を受けた日から起算して1年を限度。

ウ 補助対象経費

項目	対象経費
人件費	人件費
事業費	起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費
委託費	委託費

(注) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できること。

(注) 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費であること（原則）。

(注) 証拠書類（領収書など）によって金額・支払等が確認できること。

エ 補助率等

(ア) 補助率：4分の3以内

(イ) 補助金額：200万円以内

オ 審査・交付決定

石巻市創業支援事業者連携会議の構成員が申請書類により審査を行う。その後、申請書類に基づき、プレゼンテーションを行い、その内容を慎重に検討した上で、補助金の交付の可否を決定する。

(2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第3回定例会に関係補正予算を提案

イ 石巻市創業支援補助金交付要綱の制定

ウ 施行予定年月日 平成26年10月1日

5 石巻市産業復興支援員制度について（産業部）

本市の復興基本計画の理念のひとつとして掲げる「産業・経済の再生」を図るために、1次産業事業者の所得向上と地場産業の振興を推進する石巻市6次産業化・地産地消推進センターを、今般、設置したところである。同センターの実施する事業のひとつである販路開拓支援のさらなる充実を図るために、総務省の実施する復興支援員制度を活用した産業復興支援員を配置し、6次産業化の動きをさらに広範囲かつ効果的に行うことで、産業振興を通じた復興支援を推進するもの。

(1) 主な内容

ア 業務内容

(ア) マーケット等その他運営業務（インターネット販売に関する事業計画策定等）

(イ) 水産業直販業務（スーパーや飲食店への販路開拓等）

(ウ) 海外展開業務（ミラノ国際博覧会への出展、海外市場の調査等）

イ 実施体制

6次産業化・人材育成事業の受託者に委託して事務局を設置し事業を実施する。

ウ 事務局の体制

(ア) 設置場所

石巻市6次産業化・地産地消推進センター

(イ) 主な人員配置

復興支援員・総括（1人）、復興支援員（2人）

(ウ) 委嘱

受託者からの推薦に基づき市長が委嘱する。

(2) 今後の予定

ア 平成26年10月 石巻市産業復興支援員設置要綱施行

イ 同年同月 石巻市産業復興支援員に委嘱状交付

ウ 同年同月 石巻市産業復興支援員推進事業契約締結

6 第11回全国和牛能力共進会宮城大会出品牛助成事業について（産業部）

平成29年度に仙台市（夢メッセみやぎ・仙台市中央卸売市場）で開催される「第11回全国和牛能力共進会宮城大会」は国内最高峰の和牛品評会で、5年に1度開催されることから「和牛のオリンピック」と言われている。この大会への出品牛作出に向け、生産者

の取組意欲の向上を図るとともに、本市が優良な和牛生産地としての地位を確立するために、厳選された繁殖雌牛、及び生産された肉用牛に対して経費の一部を助成するもの。

(1) 主な内容

- ア 全共宮城県出品部会が全共宮城県大会出品牛の母体として選定した繁殖雌牛及び全共宮城県出品部会が指定する種雄牛から生産された肉用牛を対象とする。
- イ 全共宮城県出品部会が選定した繁殖雌牛への指定交配経費及び生産された肉用牛に対する体力増強、粗飼料等費用の一部として助成する。
- ウ 出品候補牛として選定された場合は特別報奨助成金を交付する。
- エ 助成金の内訳は次のとおりとする。

No.	種別	金額（1頭当り単価）	交付時期	単価根拠
1	指定交配助成金	20,000円	指定交配後	人工授精経費相当額
2	産子助成金	50,000円	産子調査後	和牛ブランド化事業と同額
3	二次選定助成金	50,000円	二次選定後	同上
4	特別報奨助成金	100,000円	候補牛選定後	希少性から産子助成の倍額

(2) 今後の予定

- ア 平成26年市議会第3回定例会に係る補正予算を提案
- イ 第11回全国和牛能力共進会宮城大会出品牛助成事業実施要領の制定
- ウ 施行予定年月日 平成26年10月1日（平成30年3月31日失効）

7 下水道事業で廃止を予定している利用者への代替設備（浄化槽）設置と管理手法について（建設部・北上総合支所・雄勝総合支所）

東日本大震災で甚大な被害を受けた下水道施設のうち、石巻市特定環境保全公共下水道事業の北上処理区の一部（浄化センター東側の十三浜沿岸域）及び雄勝処理区は、その区域内家屋のほとんどが津波で流出するなど壊滅的な被害を受け、浸水域のほとんどを災害危険区域に指定した。このため、現地への住宅新築は禁止され、新たな需要も見込めない状況にある。しかしながら一部残っている家屋の汚水は汲み取りにより処理しており、下水道施設は災害復旧せずに廃止する予定から、現利用者に対し汚水処理の代替設備（浄化槽）を設置するため、その取り扱い方針を定めるもの。

(1) 主な内容

- ア 公共下水道事業の廃止予定区域は、代替汚水処理のために浄化槽を市が設置・管理をする。公共下水道に現在接続している者（北上27戸、雄勝9戸）のうち、北上9戸、雄勝9戸への浄化槽は事業廃止に伴う代替設備であり、浄化槽整備事業としての分担金は全額免除とする。
- イ 事業廃止手続後、廃止区域内で居住の再開や業務系の再建で浄化槽設置の申請があった場合は、浄化槽整備事業で市が浄化槽を設置し、納付済の下水道事業分担金相当額を減免とする。

(2) 今後の予定

- ア 平成26年 9月 石巻市浄化槽事業条例の一部改正（設置対象区域の変更）
- イ 条例改正後 石巻市特定環境保全公共下水道事業認可変更（北上・雄勝処理区）
- ウ 平成26年10月 第10次復興交付金事業申請（雄勝処理区分）
- エ 平成26年11月 浄化槽を設置

8 東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金の給付額の拡充について（教育委員会）

－継続審議－

9 石巻市いじめ問題対策連絡協議会等の設置について（教育委員会・総務部・福祉部）

学校が直面しているいじめ問題に係る関係機関の連携強化、防止対策等の施策の調整、重大事案への対処を図るため、いじめ防止対策推進法に基づき、石巻市いじめ問題対策連絡協議会、石巻市いじめ問題対策調査委員会、石巻市いじめ問題再調査委員会を設置するもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市いじめ問題対策連絡協議会

(ア) 所掌事項

- a 学校が直面しているいじめ問題の解決のための基本方針及び対策に関すること
- b いじめの実態把握に関すること
- c いじめの防止等に関係する機関等との連携及びいじめの防止等の施策の調整に関すること

(イ) 委員等定数

学識経験者、関係機関、学校長などから10名以内

イ 石巻市いじめ問題対策調査委員会

(ア) 所掌事項

教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- a いじめ防止等のための対策に関する調査研究等に関すること
- b 重大事態に係る事実関係の調査に関すること

(イ) 委員等定数

教育、法律、医療、心理、福祉等の専門的知識・経験を有する者から10名以内

ウ 石巻市いじめ問題再調査委員会

(ア) 所掌事項

重大事態の発生による調査委員会の報告を受け、さらに再調査が必要と認められる場合に、再調査委員会を設置する。再調査委員会は市長の諮問に応じ、調査委員会の調査結果について、調査審議し、答申する。

(イ) 委員等定数

教育、法律、医療、心理、福祉等の専門的知識・経験を有する者から10名以内

(2) 今後の予定

平成26年度市議会第3回定例会に石巻市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定及び関係補正予算を提案

[報告事項]

1 ふるさと納税「がんばる石巻応援寄附」における産品等送付の再開について（復興政策部）

ふるさと納税制度「がんばる石巻応援寄附」は、寄附額に応じた特産品等を謝礼として送付してきたが、東日本大震災の影響による寄附受付の一時休止以降、寄附受付を再開した現在も特産品等の送付を中断している。近年、全国的にふるさと納税制度への注目度が

高まり、各自治体では地域資源の発信や財源確保等に効果的であることから、さまざまな取り組みを行っている。本市においては、震災で失われた地場産品の販路回復・拡大による産業振興の観点からも、ふるさと納税制度のより効果的な事業展開が必要となっていることから、寄附者に対する特産品等の送付を再開するとともに、寄附の申込方法及び納入方法の拡充を図るもの。

(1) 主な内容

ア 寄附者への特産品等送付の再開

寄附者への特産品等の送付を再開するとともに、特産品等の選定や寄附額に対する還元率等の拡充を図る。

イ 申込方法及び納付方法の拡充

・申込方法（申込フォームの導入）

郵送やFAX、電子メールによる申込のほか、インターネット上のポータルサイトから申込可能なサービスを導入する。

・納付方法（クレジットカード決済の導入）

口座振込や郵便振替、窓口での現金納付のほか、クレジットカード決済による納付を可能にする。

ウ ダイレクト納付の実現

インターネット上で寄附の申込とクレジットカード決済をワンストップで同時に行うことができるサービスを導入する。

エ 特産品等取扱業務の委託

ア～ウの実施によって、寄附件数の大幅な増加が見込まれ、特産品等の安定的な供給や魅力的なPRのためには民間のノウハウを活用することが必要であることから、取扱特産品等についての提案や新規開拓、生産者との調整、ホームページ及び紹介サイトの更新管理等について業務委託する。

オ 委託先

一般社団法人石巻観光協会

(2) 今後の予定

平成26年9月 ふるさと産品送付の再開、申込フォーム・クレジットカード決済の導入

2 「公共施設等総合管理計画の策定について（財務部）

本市における既存の公共施設や震災復興に伴い建設される新規公共施設だけでなく、道路、橋梁等のインフラを含めた全ての公共施設等の現状を把握し、財政状況、人口推計等を踏まえ、長期的な視点で公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等について計画的に実施していくための方針を定めることを目的とし、公共施設等総合管理計画を策定するもの。

(1) 主な内容

ア 公共施設等総合管理計画に掲げる事項

(ア) 公共施設等の現況及び将来の見通し

(イ) 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(ウ) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

イ 策定期間

策定期間は平成27年度までの2か年とする。

ウ 策定スケジュール

(ア) 平成26年度

公共施設等の現況調査を実施し、本市の公共施設等の全体像を把握・分析した上で、「公共施設等の現況及び将来の見通し」としての「公共施設等白書」を作成。

(イ) 平成27年度

「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」と「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」を策定し、「公共施設等白書」と併せた「公共施設等総合管理計画」を策定。

(2) 今後の予定

平成26年市議会第3回定例会に関係補正予算を提案

3 石巻市立高等学校の入学者選抜手数料等の免除について（教育委員会）

東日本大震災により被災した生徒の就学機会を確保するため、石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金については、徴収期限を変更し、又は免除してきたが、県立学校と同様に平成27年度の入学者に係る入学者選抜手数料及び入学金についても免除できるようにするもの。

(1) 主な内容

平成27年度の入学者においても入学者選抜手数料及び入学金の免除を実施するため、石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する。

(2) 今後の予定・施行期日等

ア 平成26年市議会第3回定例会に石巻市立学校の授業料等徴収条例改正を提案：公布の日から施行

イ 平成27年3月初旬 平成27年度入学者選抜

ウ 平成27年3月末 合格発表、入学説明会（免除概要説明）

4 石巻市複合文化施設整備市民懇談会の設置について（教育委員会）

平成26年6月に策定した「石巻市複合文化施設整備基本構想」に基づく博物館機能及び文化ホール機能を有する複合文化施設の整備にあたり、広く市民や専門家からの意見を反映させるため、石巻市複合文化施設整備市民懇談会を設置するもの。

(1) 主な内容

ア 所掌事項

(ア) 複合文化施設の機能に関すること

(イ) 複合文化施設の内容に関すること

(ウ) その他懇談会で検討することが適当と認められる事項

イ 委員定数等

(ア) 15人以内

(イ) 文化・芸術の活動を行っている者

(ウ) 学識経験を有する者

(エ) 文化ホール機能施設の管理運営の経験のある者

(2) 今後の予定

平成26年9月 第1回会議召集予定（年4回程度開催予定）

以上